

新型コロナワクチン3回目接種の準備を進めています

問 健康課健康推進係 ☎72-6666

1

国の方針に基づき、新型コロナワクチンの3回目接種の準備を進めています。接種の対象者は、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後、国の厚生科学審議会の審議を経て判断されますが、2回の接種を受けた全員が対象になることが想定されています。詳細が決まり次第、広報紙やホームページでお知らせします。

対象 2回目接種からおおむね8か月以上経過した人
接種開始時期 国の方針が決まり次第、実施する予定です

3回目接種は、2回目の接種を受けた人
 にのみ順次案内する予定です

まだ接種を受けていない人へ

ワクチン接種会場の予約受付状況は、コロナワクチンナビで確認できます。接種を希望する人は、ホームページで接種会場を検索し、予約をしてください。



▲コロナワクチンナビ

ワクチンのコールセンター

【ワクチンの有効性・安全性や副反応などの相談】

福岡県新型コロナワクチン専用ダイヤル
 ☎0570-072-972 (24時間)
 ※土日祝を含む

【接種手續に関すること】

小郡市新型コロナワクチンコールセンター
 ☎0120-014-231
 (午前9時～午後6時) ※平日のみ

安心して飲食店を利用できるように マスクケースの配布・のぼり旗の設置

問 商工・企業立地課商工観光係(南別館1階) ☎72-2111

2

市内飲食店で抗菌マスクケースを配布(各店先着100枚)

市は、飲食店における感染防止対策を徹底し、安心して飲食店を利用できるように、食事中にマスクを収納できる抗菌のマスクケースを準備しました。

※飲食時以外は必ずマスクを着用し、飲食時にはマスクケースをご利用ください

マスクケースには、小郡の偉人「高松凌雲」をデザイン



福岡県感染防止認証店にのぼり旗を配布

福岡県では、県が定める感染防止対策の認定基準を満たす飲食店を認証しています(福岡県感染防止認証店)。市は、市民の皆さんが安心して飲食店を利用できるように、市内の認証店にのぼり旗を配布します。

認証店の一覧は、県ホームページをご覧ください。



こののぼり旗が認証店の目印です



子育て世帯生活支援プラスサポート給付金を支給します

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を受けやすいひとり親・低所得の子育て世帯を支援するため「子育て世帯生活支援特別給付金」を受給した人に対して、「子育て世帯生活支援プラスサポート給付金」を支給します。

支給対象 令和3年10月1日時点で小郡市に住民登録があり、次のいずれかに該当する人

- ①小郡市から子育て世帯生活支援特別給付金を受給した人
- ②小郡市以外から子育て世帯生活支援特別給付金を受給した人

支給額 児童一人当たり1万円(支給は1回限り)

給付金の支給手続

【上記①に該当する人】

申請は不要です。対象者へ11月中旬に、案内を送付します。

12月中旬に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座に振り込みます。

【上記②に該当する人】

申請が必要です。申請書を持参または郵送してください。審査後に、指定口座に振り込みます。

※申請書は、窓口または市ホームページで取得できます

【郵送先】 〒838-0198 小郡市小郡255-1 子育て世帯生活支援プラスサポート給付金担当



申請締切 令和4年3月15日(火)必着

学生支援特別給付金を支給します

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111

新型コロナウイルス感染症による経済的に厳しい状況にある学生を支援するため、給付金を支給します。

支給対象 次のいずれかに該当し、給付型奨学金または休業支援金・給付金を受給している人

- ・支給対象者が小郡市内に住民登録があり、かつ大学など*に在学している人
 - ・保護者などが小郡市内に住民登録があり、かつ支給対象者が大学など*に在学している人
- ※学校教育法に規定する大学(短期大学、専門職大学、専門職短期大学を含む)、高等専門学校(4学年以上)、専修学校(専門課程に限る)

支給額 学生一人当たり5万円(支給は1回限り)

申請方法 ①～④の書類を、持参または郵送

- ①申請書(窓口または市ホームページで取得できます)
- ②令和3年度の日本学生支援機構の給付型奨学金または厚生労働省が実施する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を受給していることを証するもの
- ③学生証または在学証明書(発行から3か月以内のもの)の写し、大学などに在学していることが確認できるもの
- ④申請者名義の預金通帳など金融機関口座が確認できるもの

※公募で確認することに同意できない人は、住民票の写しなど住所が確認できるもの

【郵送先】 〒838-0198 小郡市小郡255-1 学生支援特別給付金担当



申請締切 令和4年2月28日(月)必着

令和3年度学童保育所の入所受付を開始します

申問 子ども育成課医療・手当係 ☎72-2111
NPO法人学童保育おごおり事務局 ☎48-1745

昼間、保護者が仕事などで家庭にいない児童(小学1～6年生)を対象に、学童保育所を開設しています。入所希望者は、各学童保育所で手続きしてください。なお、申込者数が定員を上回った場合は、保育の必要性や学年(低学年を優先)などを審査し、選考する場合があります。

開所日時 【平日】 放課後～午後6時(延長保育午後7時まで)
【土曜日】 午前8時～午後5時(延長保育なし)
※土曜授業の日は、放課後～午後5時
【学校休業日】 午前8時～午後6時(延長保育午後7時まで)
※日祝日、お盆、年末年始を除く

保育料 【1世帯当たり(年額)】 入会金2,000円
【児童1人当たり(月額)】 保育料6,500円
延長保育料1,500円
土曜利用料1,000円

※おやつなど飲食費含む
※市町村民税非課税世帯・生活保護世帯は、減免制度があります

案内配布期間 11月1日(月)～30日(火) / 学童の開所時間中
申込期間 12月1日(水)～25日(土) / 学童の開所時間中

案内配布・申込場所

進学する小学校区の学童保育所	電話
三国校区	☎75-3620
大原校区	☎73-4040
小郡校区	☎73-4318
東野校区	☎72-6843
味坂校区	☎73-4298
のぞみが丘校区	☎75-1835
立石校区	☎73-0122
御原校区	☎72-0117

小・中学校の新1年生対象
入学準備金を入学前に受け取ることができます

申問 教育総務課教育総務係(西別館3階) ☎72-2111、各市立小学校

市は、市立小・中学校に通う児童生徒の保護者が、経済的理由で給食費や学用品費の支払いにお困りの場合に、費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。入学前に入学準備金の受取りを希望する人は、必ず下記の締切までに申請してください。



就学援助を受けられる世帯

- ・市民税が非課税の世帯
- ・国民年金や国民健康保険の保険料が免除されている世帯
- ・児童扶養手当の受給世帯
- ・その他、経済的理由で生活が苦しい世帯

入学前に入学準備金の支給を受けられる人

上記の就学援助を受けられる世帯のうち、次の全てに該当する人

- ①市内居住者(令和3年12月1日時点)
- ②お子さんが令和4年4月に小郡市立小・中学校に入学する人

申込方法・締切

新小学1年生

教育総務課教育総務係で、12月24日(金)までに申請

新中学1年生

市立小学校で、12月下旬の学校が指定する日までに申請(詳しくは学校を通じてお知らせします)

注意事項

- ・就学援助の認定をする際に、令和2年の世帯員全員の収入や市民税額などの情報が必要です。税の申告をしていない場合、就学援助の認定ができません
- ・令和3年1月2日以降に市外から転入した世帯員は、令和3年度の課税所得証明書など(収入・社会保険料・生命保険料・地震保険料・市民税額が記載された証明書)の提出が必要です
- ・次のいずれかに該当する人は、入学準備金を受け取ることができません。受け取った場合は、返還してもらいます(令和4年3月末日までに市外へ転出する人/国立、県立、小郡市以外の市町村立または私立の小・中学校に入学する人)

新1年生以外は、令和4年3月以降に受け付けます